

議案第 2 8 号

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年志摩市条例第221号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円

分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及び班 長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。